

2023 年度 国際園芸博覧会公式参加者宿泊基本計画策定支援業務委託
業務説明資料

1 総則

(1) 適用範囲

本業務説明資料は「2023 年度 国際園芸博覧会公式参加者宿泊基本計画策定支援業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

(2) 準則

本業務の実施にあたっては、本業務説明資料のほか、公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会（以下、「協会」という。）の委託契約約款及び契約規程を遵守すること。

(3) 件名

2023 年度 国際園芸博覧会公式参加者宿泊基本計画策定支援業務委託

(4) 履行期限

契約締結の日から 2024 年 3 月 29 日（金）まで

(5) 履行場所

公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会事務所（横浜市中区）および受託者の事務所

2 業務の概要

(1) 業務の背景・目的

国際園芸博覧会は、国際的な園芸・造園の振興や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的に開催されるものである。2027 年に神奈川県横浜市で開催される 2027 年国際園芸博覧会（以下、「本博覧会」という。）は、2019 年 9 月に国際園芸家協会（AIPH）から承認され、2022 年 11 月に博覧会国際事務局（BIE）から国際条約に基づく国際博覧会として認定された。本博覧会の開催に際しては、公式参加者（日本国政府から本博覧会への公式の参加招請を受諾した外国政府及び国際機関）のスタッフ（以下、「公式参加者」という。）が来日し、出展に係る庭園等の設営や運営、維持管理、公式行事への参加等を行うことが想定され、その宿泊に関しては、開催者である協会が支援することとなっている。そのため協会では、2027 年 3 月の開催に向け、公式参加者への宿泊支援を実施するための基本計画の策定や、実施体制構築の検討・準備を必要としている。

本業務は、本博覧会の公式参加者に対する宿泊基本計画策定の実務補助を行うことを目的に実施する。

○参考：公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会 公式ウェブサイト

<https://expo2027yokohama.or.jp/>

○参考：AIPH（国際園芸家協会）

<http://aiph.org/>

○BIE（博覧会国際事務局）

<https://www.bie-paris.org/site/en/>

（2）留意事項

- ア 本業務の実施にあたっては、「GREEN×EXPO 創生組織（ラボ）」の構成員の意見を聞きながら進めること。なお、構成員への謝金は本委託業務から除くものとする。
- イ 上記とは別に、必要に応じて協会の指定する有識者から意見を聞きながら進めること。なお、有識者へのヒアリングの実施に係る費用及び手続一式は、本委託業務に含むこととする。
- ウ 国等の関係機関（農林水産省、国土交通省、神奈川県、横浜市等）及び協会内各課等との綿密な連携が必要となるため、効率的に連携を進められるよう、適時適切に情報共有や議論を行うことができる体制を構築すること。
- エ 受託者は、本業務実施前及び実施中に委託者と綿密な調整を随時行い、検討の方向性に齟齬が無いことを適宜確認すること。
- オ 本業務は、協会で 2022 年度に実施・検討した公式参加者の宿泊支援に関する基礎調査業務委託の成果を踏まえ、実施すること。なお、昨年度までの検討状況については、協会から提供する。

3 業務内容

（1）宿泊基本計画策定の実務補助

協会が本博覧会における公式参加者への宿泊支援業務を円滑に進めるために必要な宿泊基本計画の策定について、その実務を補助する。

宿泊基本計画は、本博覧会における博覧会準備期間から閉幕後の撤去期間（2026年3月から2027年12月を想定）までにおいて、協会が実施すべき宿泊支援業務の検討・準備・運営・必要な体制等について、協会が提示する条件を踏まえて整理し取りまとめたものとし、公式参加者の宿泊支援対応に関する本博覧会の特別規則第6号^{※1}及びそれに基づくガイドラインの策定の基礎となるものとする。

宿泊基本計画の策定においては、以下の「ア」から「オ」を念頭に置きながら、必要となる各業務の洗い出し、調査・資料作成、実施スキームの検討、スケジュールや経費の算出等を通じて、実務の補助を行うこと。なお、特別規則第6号及びそれに基づくガイドラインは日本語原案を2023年12月を目途に協会にて作成する予定であるため、本委託における主要部分の調査を2023年12月を目標に行い、その

後の追加調査等を2024年3月までに行うものとする。

ア 宿泊基本計画において確保すべき戸数・人数の精査

2022年度の検討において、本博覧会に対応すべき公式参加者宿泊人数の目安を、開催前は約350人/日、開催中は約1,200人/日、開催後は約120人/日として仮置きしている。こちらは2021年～2022年に開催されたドバイ国際博覧会の数字を基に、規模（予定来場者数、想定される公式参加国数等）の違いを考慮して算出したものである。

この数字について、他の国際博覧会（1990年の国際花と緑の博覧会（大阪）、2005年日本国際博覧会（愛知）、2025年日本国際博覧会（大阪・関西）、その他資料が入手可能な外国開催の国際博覧会）や大規模国際イベント（スポーツイベント、国際会議等）での実績・計画、本博覧会の規模・具体的な計画をふまえ、さらに精査する。

イ 対象とする民間宿泊施設（ホテル・サービスアパートメント）の調査

本博覧会においては、他の国際博覧会と異なり公式参加者用の宿舎を新たに建設することや、公営・民間住宅を一定期間借り上げることは現時点で想定していない。したがって、宿泊基本計画においては、民間宿泊施設（ホテル・サービスアパートメント）を活用することを前提とする。まずは次の条件すべてを満たす宿泊施設の調査のリストアップを実施する。

- ・ 当博覧会会場から直線距離で概ね30km圏内（神奈川県・東京都を想定）。
- ・ 現時点で博覧会会場とのシャトルバスを運行することを予定している駅（相鉄本線「三ツ境駅」「瀬谷駅」、JR横浜線「十日市場駅」、東急田園都市線「南町田グランベリーパーク駅」）から、乗り換え1回以内で到達できる駅より概ね徒歩10分以内。
- ・ 宿泊計画の対象期間（2026年3月から2027年12月を想定）において営業している施設（現時点で分かる範囲で、新規宿泊施設を含めること）。
- ・ 原則として旅館業法に基づく宿泊施設（住宅宿泊事業法に基づくいわゆる「民泊」は対象としない）

上記においてリストアップしたそれぞれの宿泊施設について、次の観点から調査し、集計を行う。

- ・ 部屋タイプごとの室数
- ・ 部屋タイプごとの目安の料金（時期による変動が見込まれる場合は、可

能な範囲で閑散期・通常期・繁忙期それぞれの目安料金を調査)

- ・ ベジタリアン・ビーガン・ハラル対応のレストランの有無
- ・ 外国語対応（英語および、フランス語・スペイン語・中国語・韓国語等の来訪数が多いと見込まれる言語）
- ・ その他、無料 wi-fi、ビジネスセンター、会議室、祈祷室、ランドリーサービス、バリアフリー対応等のサービスの有無。この他、公式参加者が宿泊施設を選定するにあたって考慮すべき要素が見込まれる場合は、調査項目を適宜追加すること。

これらの宿泊施設の調査結果と、上記「ア」で算出した「宿泊基本計画において確保すべき戸数・人数」を基に、本博覧会の公式参加者の宿泊先としてふさわしい宿泊施設の候補を選定する。

選定の際には、宿泊施設のグレードや提供するサービスを基に「外国のパブリック関係者・工事関係者・政府の実務レベルの担当者の宿泊に適した施設」「前述の関係者に加え、VIP（外国政府や国際機関の首脳・大臣等）の宿泊対応も可能な施設」のグループ分けを併せて行う。

なお、調査にあたっては、自社が既に保有する情報を基にする、あるいは新たにアンケート・ヒアリング等を実施する、宿泊施設のウェブサイトを活用する等が想定されるが、情報の信頼性、調査に要する時間・経費等もふまえた上で適切な手法を選択すること。

ウ 民間宿泊施設の配宿方法の検討・費用の精査

上記「ア」で算出した「宿泊基本計画において確保すべき戸数・人数」が、「イ」で選定した宿泊施設に宿泊することを想定し、具体的な配宿方法や実施体制の案を策定する。配宿方法の検討にあたっては以下の要素を考慮すること。過去の自社の経験より、他にも考慮すべき要素が見込まれる場合は、計画に加えること。

- ・ 本博覧会の公式参加国向けに協会が開設するポータルサイト（別委託で構築）も活用し、可能な限り経費が安価な手法を検討すること。
- ・ 公式参加者（外国人）にとって分かりやすく、外国語（少なくとも英語）で宿泊予約、精算、その他の調整を完了できるスキームであること。
- ・ 旅行業法等の関係法令に適合した提案であること。
- ・ 2027年に想定される他の大規模イベント（国際会議・音楽イベント・スポーツイベント）や、インバウンド観光入国数の状況も考慮し、宿泊施設の部屋の事前確保が必要かどうか検討すること。その上で、宿泊施設

の部屋の事前確保が必要な場合は、具体的に必要なステップ（宿泊施設との交渉・契約等）・スケジュールを明らかにすること。

- ・ 提案した配宿方法については、それぞれメリット・デメリットを明示すると共に、2027年度までに年度ごとに必要となる経費の目安を算出すること。

エ 公式参加者への日本滞在中の生活支援・情報提供方法の提案

上記の「ウ」で提案したスキームを前提として、各宿泊施設や旅行代理店（旅行代理店を利用するスキームであった場合）では担いきれない公式参加者の生活支援・情報提供の項目・手法を検討する。本博覧会の公式参加国向けに協会が開設するポータルサイト（別委託）や SNS 等も活用し、可能な限り経費が安価な手法を検討すること。

また、インバウンド観光客向けの既存の民間・公的サービス（無料であることが望ましい）で、本博覧会の公式参加者の生活支援に有用なものがあれば、提案内容に加えること。

現時点で委託者が必要と想定している項目は以下の通りであるが、他にも考慮すべき要素が見込まれる場合は、計画に加えること。

<委託者が外国語での情報提供が必要と想定する項目>

交通	日本の交通機関の乗り方（一般的な乗り方、宿泊施設 - 会場間の往来等）
両替	両替を行う場所
買い物	日用品、お土産等を購入する場所
飲食	ベジタリアン・ビーガン・ハラール対応等の飲食店・食材を買いえる場所
宗教	モスク、協会、寺院等の場所
観光	近隣の観光案内
医療	外国語対応可能な医療機関、医療通訳の手配方法等
災害	台風、地震、高温等の注意情報 災害時の避難場所
その他	日本国内での民間サービス、公共サービスを利用する際の外国語対応（または生活に必要な日本語の案内等）

オ その他

上記の「ア」「イ」「ウ」「エ」に限らず、国際博覧会・大規模イベント等の宿泊計画として盛り込むべきだが含まれていない項目・観点がある場合は、随

時委託者に提案し、必要な調査を行うこと。

(2) 打合せ

業務を進めるにあたり、委託者と受託者で月に2回程度、定期的に打合せ等を行うこと。打合せにおいては、委託者と協議の上、ウェブ会議も可能とする。

協議や打合せ後は、毎度議事録を作成し、原則打合せ後3営業日以内に要点及び次回打合せまでのタスク等を記載し、提出すること。

また、必要に応じて、関係者等へのヒアリングを行うこと。ヒアリングの実施に伴う費用は本業務に含むものとする。受託者はその場合にも議事録の作成を行うこと。

(3) 報告書とりまとめ

本業務について、報告書に取りまとめる。報告書は図表等を用いてわかりやすく作成すること。また、2024年度に向けた課題や引継ぎ事項、公式記録に残す内容の精査についても記載すること。

4 成果品

(1) 報告書 (A4 サイズ) の電子データ 1式

(2) 業務にあたり作成した資料の電子データ 1式

(3) その他、業務履行過程の資料で委託者が必要と認めるもの

※ (1) (2) の電子データについては、Microsoft Office 等により編集可能なものも併せて格納すること。

5 その他

(1) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、委託者と協議の上、業務実施計画を策定し、業務を実施する組織体制と併せて提出すること。

(2) 受託者は、常に委託者と密接に連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な業務の実施に努めなければならない。

(3) 受託者は、本業務の実施にあたり、本協会等が発注する他の業務等と関連する内容については、他の業務の受託者等と連携して行うこと。

(4) 受託者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受託者が一切の責任を負うとともに、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。

(5) 受託者が協会の所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償すること。

(6) 設計図書に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務

上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打合せを行い、その指示又は承認を受けること。

- (7) 受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第 12 条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。
- (8) 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (9) 受託者は、成果物について第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (10) 作業過程のデータを含め、成果品についての著作権などの全ての権利は委託者に帰属するものとし、委託者と委託者が指定する第三者に著作者人格権を行使しないこと。
- (11) 本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、委託者の許可なく使用することのないように、適切に管理すること。